

広報ちくしの 人権問題特集号

12/4~12/10は
「人権週間」です。

本年度の
人権週間のテーマ
みんなで築こう 人権の世紀
～考え方相手の気持ち
未来へつなげよう
違いを認め合う心～

12月10日
世界人権デー

12/3~12/9障害者週間
12/9障害者の日

今年（平成28年）4月、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。主な内容は、①障がいを理由として差別をしてはならないこと、②障がいのある方に合理的配慮を提供することです。合理的配慮とは、障がいのある方の求めに対してできる範囲で対応をすることをいいます。

私たちの人権感覚が障がい者差別を解消することにつながります。今回の人権問題特集号が皆さんの人権感覚をさらに高める材料になることを願っています。

目 次

- 「LGBT」って何のこと 2
- 自分のプライバシーを守るために 3
- 地域のみんながサポーター ～認知症とともに生きる～ 4
- 熊本地震 ～全ての方の安全・安心のために～ 5
- 水俣からのメッセージ ～水俣病公式確認から60年～ 6

2016年



12/1

「LGBT」って何のこと

最近、テレビや新聞、雑誌等で「LGBT」という言葉をよく耳にするようになりました。

◇ 「LGBT」とは、

- L (レズビアン) 女性同性愛者：女性を好きになる女性
- G (ゲイ) 男性同性愛者：男性を好きになる男性
- B (バイセクシュアル) 両性愛者：男性も女性も好きになる人
- T (トランスジェンダー) 性同一性障害など体と心の性が一致しない人

などの人々を意味する頭の文字をとった言葉で、性的少数者の総称の一つとして用いられています。このような性の在り方（性自認・性指向）については、自分で選べるものではなく病気でもありません。

◇ 国内・世界の動き

国内では、昨年（2015年）3月に、東京都渋谷区が全国初の「同性パートナーシップ条例」をつくり大きな話題になりました。そして4月には、文部科学省から「性同一性障害に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において次のような具体的な配慮の事例が示されました。

項目	学校での支援事例
服装	自認する性別の制服・衣服・体操着の着用を認める。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の使用を認める。
授業	体育又は保健体育で別メニューを認める。
トイレ	職員トイレ、多目的トイレの使用を認める。
修学旅行	一人部屋の使用を認め、入浴時間をずらす等を認める。



また、今年8月には、「連合：日本労働組合総連合会」による「LGBTに関する職場の意識調査」が公表され、LGBT等当事者は全回答者の8%を占めるという調査結果が出されました。その中で特に話題になったのが、働く人の3人に1人が同性愛者などの性的少数者の方と一緒に働くことに抵抗を感じているということでした。このような差別や偏見によって自分らしく生きられない人が多いのが実態です。

また、世界では、これまでに米国や英国を始め17カ国で同性結婚が認められています。しかし、LGBTに関する活動さえも認めようとしない国が多くあるのも事実です。

私たちは、まずLGBTについて正しく知ることが出発点だと思います。そして、地域や職場の中で、多様性が受け入れられる社会をつくることにつなげていきましょう。

◇ 身近にいる人の声

☆「私、34歳、女、でも男・・・」

自分が、何か違うなと感じたのは、5歳のころ。しかし、ずっと誰にも言えなかった。相談もできなかつた。それが、一番つらかった。

今一番の願いは、私たちのような人が、普通に身近にいることを知って、誤解をせずに、ありのままを見てほしい。人と違っても安心できる社会、自分のことを隠さないでいい社会ができるたらすぐきだなと思っています。

自分のプライバシーを守るために

戸籍謄本・住民票等が不正に取得され、身元調査に使用される事件が全国各地で発生しています。不正取得による身元調査は、プライバシーを侵害するもので、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関係し、結婚差別や就職差別などの人権侵害につながります。

筑紫野市では、このような不正取得を防ぐため、既にある「不正取得通知制度」に加え、「事前登録型本人通知制度」を2016（平成28）年10月から始めました。



不正取得通知制度

警察などの調査で不正取得の事実が明らかになった場合に、本人に不正取得の事実を通知します。

事前登録型本人通知制度

事前に登録をした人の戸籍謄本・住民票等の写しを、代理人や第三者に交付した場合に、不正請求であるかどうかに関わりなく、証明書を交付した事実を郵送により通知します。

※第三者とは、弁護士・司法書士・税理士・行政書士等、自己の責務を果たすために請求が認められている人です。

「不正取得通知制度」と「事前登録型本人通知制度」により、戸籍謄本・住民票等の不正な請求の抑制をめざしています。また、不正に請求された場合の早期発見、事実関係の早期究明が可能となります。

戸籍謄本や住民票等は大切な個人情報です。自分のプライバシーを守るために、また、様々な人権侵害をゆるさないために「登録型本人通知制度」を活用しませんか？

(事前登録型本人通知)

Aさんは事前登録型本人通知制度に登録する。



代理人であるBが委任状を持参しAさんの戸籍謄本を取得する



Bの請求が不正な取得であるかどうかに関わりなく、
「代理人にAさんの戸籍謄本を交付した」ことをAさんに通知する。

※代理人の氏名等については通知されません。

登録の申請方法などについては筑紫野市役所市民課までお問い合わせください。

筑紫野市役所市民課

電話：923-1111（内線256）



地域のみんながセンター～認知症とともに生きる～

～Aさんの体験談から～

ある日、母が私に話しかけてきた。

「おばあちゃん・・・お医者さんから認知症の疑いがあるって言われたの。このさき、あなたのことわからなくなるかもしれないから、お見舞いに行ってきなさい。」

私は、祖母が私の名前を言えなかつたらどうしよう、私との記憶がすべてなくなってしまっていたらどうしようなどと、考えると恐ろしくて、病院に行くことをためらっていた。

その後、兄がお見舞いに行くというので、一緒に行くことになった。

祖母のそばに行くと、祖母が私の方を向いて言った。

「よう来たね、遠いところありがとう。」

祖母が私のことを覚えていてくれたことが、とてもうれしかった。

帰り道、私は兄と祖母のことについて、話しながら帰った。

「兄貴、ばあちゃん元気でよかったな。このまま元気でいてくれたらいいよな。」

「そうだな、ほんとうによかった。けれど、この先病気が進行したときは、介護のこととか家族で気にかけていかないとな・・・。」

◇ 地域みんなで支えあう

認知症は、さまざまな原因により引き起こされます。誰しも老いるとともにさまざまな疾病を患い、認知症には誰もがなる可能性があります。Aさんと同じ状況になるのは、明日の私やあなたかもしれません。

今後、高齢化社会の進行に伴い、認知症の方も増え、思わぬアクシデントも増えていくことが考えられます。同時に、家族だけでなく地域で認知症の方を見守り支えあい、ともに生きていく社会づくりの必要性も高まっています。

筑紫野市のいくつかの地域では、「認知症になっても、安心して暮らせるまち」を目標に掲げ、認知症の方への地域からの気づきの目を養うことなどをめざし、徘徊者の接し方の模擬訓練がされています。

また、市では、「認知症センター養成講座」により、市民や小・中学生・勤労者を対象とした啓発活動を行っています。

現代では、「向こう三軒両隣」といった身近なコミュニティが失われつつあるといわれています。そんな今だからこそ、一人ひとりが認知症に対する理解を深め、みんなの笑顔があふれ、誰もが住みよい筑紫野市にしていきましょう。



平成28年8月26日に山口コミュニティセンターで行われた「認知症センター養成講座」の様子。



平成28年9月25日に行われた「認知症支援訓練インカサ」の様子。

「熊本地震」～全ての方の安全・安心のために～

今年は、熊本地震や台風・大雨などによる災害のために、いたましい被害や犠牲者が出来ました。それらの様々な災害から教訓にすべきものがあります。それは自分自身の安全を確保し、災害弱者に対してもあたたかい支援を行うことだと言われています。

◇ 災害弱者とは

乳幼児や高齢者、病気の方、障がい者、外国人など、危険を察知することや災害情報が届かない人、避難することが困難な人々のことです。

◇ 災害弱者とともに

災害と人権侵害とは切り離せない関係にあるといわれます。大規模な災害は多くの人々の命や生活そのものを奪い、大変厳しく、苦しい生活を余儀なくさせるものです。そのような中では、災害弱者といわれる方の人権がおろそかになる問題が起きがちです。

万一の場合、災害弱者と言われる方も含め、全ての方の安全・安心を保障するために次のようなことに配慮することが求められます。

○高齢者や女性、また障がい者などの声も取り上げ、避難訓練や避難所運営などの計画に反映させましょう。

○普段から地域の中で、乳幼児がいる家庭や障がい者・高齢者など災害弱者と言われる方との交流をもっておきましょう。

○緊急事態の中でも、正しい情報を入手したり、避難者が互いのプライバシーに配慮しあったりし、互いの命や人権を大切にしていきましょう。

災害が起きた時、一番に助け合うことができるのは、隣近所であり同じ地域に暮らす人たちです。だからこそ近所の人や災害弱者といわれる人たちを思いやる人権感覚をとぎますことが必要です。日頃から声をけ合ったり助け合ったりしながら、人と人とのつながりをつくっておきましょう。

様々な支援が熊本へ、そして今後も

熊本地震発生と同時に、筑紫野市でも多くの市民の方々の支援がありました。生活用品を持参したり、ボランティアとして現地で瓦礫撤去や炊き出しの支援をされた方もいらっしゃいます。また、トラックを提供し、支援物資の運送、現地での瓦礫の運搬、公民館の屋根瓦のふきなおし、田畠への導水など「人が困っているときは、助け合わねば」という気持ちで今も被災地に関わり続けている方もいらっしゃいます。

現地の被災者の生活は、まだ回復していません。一過性のものとせず、今後も私たちのできる支援に取り組んでいきましょう。



地震発生後のまちの様子
(熊本県益城町)

水俣からのメッセージ ~水俣病公式確認から60年~

◇ 水俣病公式確認から60年

2016(平成28)年、水俣病公式確認から60年という節目の年を迎えました。

1956(昭和31)年、熊本県水俣市に住む5才の女の子が「歩けない」「言葉がうまく話せない」といった重い症状で入院しました。院長がこの病気を水俣保健所に正式に報告した5月1日が水俣病公式確認の日とされています。

60年という節目の年にあらためて、水俣病について考えていきましょう。

◇ 水俣病とは?

原因 …チッソ水俣工場の排水にふくまれるメチル水銀が、魚や貝に取りこまれて濃縮され、それを人が食べることで発症しました。

症状 …手足のふるえや、言語、視野、聴力などに障がいが現れ、死に至るおそれもあります。

(筑紫野市の中学校で使用されている教科書より)



魂石(親水護岸)

◇ 水俣病は公害病…だけでいいの?

水俣病は、発生当初、原因が分からなかったために人から人へとうつる病気だと周りの人に誤解されました。患者さんが出た家庭には、人々が近づかなかったり、就職・結婚が断られたりするなどの差別がありました。これらの差別や偏見によって水俣では、患者さんとその他の市民との対話は途絶え、地域社会の絆までも壊れてしまいました。患者さんやその家族は、病気の症状と掛けなくなつたことによる生活苦、さらには差別を受けるという何重もの苦しみを強いられることになったのです。

つまり、水俣病は公害病というだけではなく、人権問題でもあるのです。

◇ 現在の水俣に学んで

水俣病公式確認から60年の今年、改めて水俣病を学ぼうと、市内の中学生が実際に現地に出向き、見学や語り部の方の話をもとに学習しました。以下は、中学生の感想です。

水俣湾に行ったときに、きれいな海を見て、ヘドロがたまり汚かった海をここまできれいにした人たちの誇りを感じました。「もうこんな過ちをくり返さないで」と訴えられている気がしました。

私は、この学習を通して、以前の私のように水俣病を「公害の一つ」として多くの人がとらえていることがとても悔しいです。病気というのではなく、病気が原因の差別の問題ととらえてほしいです。このような悲劇を繰り返さないためにも、決して差別を許さない心を大人になってももち続けると決心しました。

◇ 水俣に40年関わり続けて

水俣病をどのように捉え、水俣病から何を学べばよいのか。水俣に40年関わり続けている方にインタビューをしました。

Q. 水俣に関わり始めたきっかけは？

A. 水俣病の患者さんが無農薬でつくっている甘夏みかんの販売と、患者さんや支援者との交流会がきっかけです。患者さんたちは、自分たちが毒（メチル水銀）で苦しい思いをしたからこそ、他の人に安全な食べ物を提供したいという思いをもって、無農薬で甘夏みかんを育てています。患者さんの思いや一生懸命に生きる姿に心をうたれました。

Q. 患者さんとの交流の中で印象深いことは？

A. 患者さんの中には、原因企業であるチッソに対して補償を求めるだけではなく、水俣病を引き起こした人、それを傍観した人、あるいは「奇病」「伝染病」と偏見をもっていた人、その一人ひとりが「一人の人間として」水俣病をどう考え、行動するのかということを問い合わせてきた人がいました。そういう生き方をする人はやっぱりすごいなと思いました。

Q. 水俣病からどんなことを学びましたか？

A. 「水俣にふれて、知って、患者さんと出会って、それそれが感じたものをも帰れば、差別をなくす人が一人、二人と増えていく、だから出会いは大事ですよ」と水俣病の患者さんは言われます。このように、差別をなくすためには、一人ひとりが自分にできるやり方で人と人との豊かなつながりをつくることが大切なのではないでしょうか。

◇ 水俣からのメッセージ

「知らないのは罪 知ったかぶりはもっと罪 嘘を言うのは、もっともっと罪」

これは、ある水俣病の患者さんの言葉です。水俣病の本当の原因を知らなかつたこと、知ったふりをし偏見をもつたこと、そして、原因を知っていたにも関わらず知らないふりをしたことにより、水俣病の被害は拡大し、差別の問題へとつながってしまいました。現在水俣では、水俣病に関する無知や偏見、無関心が人と人との関係を切つたことを振り返り、人と人との豊かなつながりをつくる「もやいなおし」の取組が行われています。

筑紫野市に住む私たち自身も、人と人との豊かなつながりをつくり、人権尊重のまちづくりにつなげていきましょう。



水俣病慰靈の碑

広報ちくしの「人権問題特集号」12月1日号アンケート用紙

(当てはまるものに○をつけて下さい。)

- 1 「人権問題特集号」は……①よかったです ②まあよかったです ③あまりよくなかった ④よくなかった
- 2 心に残った内容は……①「LGBT」って何のこと ②自分のプライバシーを守るために
③地域のみんながサポーター ④熊本地震 ⑤水俣からのメッセージ
- 3 感想をお聞かせ下さい。

人権問題特集号 アンケートのお願い

筑紫野市では、様々な人権問題の解決に向けて、もう一步学びを深めていただきたいと本年度も広報ちくしの「人権問題特集号」を発行いたしました。つきましては、市民の皆様から読まれた感想等をいただき、今後、さらなる充実を図りたいと考えています。趣旨をご理解のうえご協力よろしくお願ひいたします。

○アンケート回答の方法

①FAX:上のアンケート用紙に記入のうえ以下の番号にFAX下さい。

・筑紫野市教育政策課人権・同和教育担当:(092)923-9644

②郵送:上のアンケート用紙に記入のうえ以下の住所にご送付下さい。

・筑紫野市教育政策課人権・同和教育担当:〒818-8686 筑紫野市二日市西1丁目1番1号

③メール:jinkendouwa@city.chikushino.fukuoka.jp

④筑紫野市ホームページ:以下の手順で「広報ちくしの 人権問題特集号」に入っていただき感想をお寄せ下さい。

「担当部署から探す」→「教育政策課」→啓発冊子「広報ちくしの 人権問題特集号」平成28年12月1日

★編集後記★

1948(昭和23)年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択され、この日を「世界人権デー」と定めました。日本では、翌年から毎年12月4日から10日までの一週間を「人権週間」とし、広く国民の皆様に人権意識の高揚をはたらきかけてきました。

人権意識が高まると共に、今まで見えてこなかった人権問題についても解決していくこうとする気運が高まってきています。本市でも、10月には同和問題についての冊子をお届けしましたが、今回は、様々な人権問題をテーマに掲載させていただきました。10月号ともども今回の「人権問題特集号」が、市民のみなさまの学びの役に立てば幸いです。

2016年12月1日発行

広報ちくしの「人権問題特集号」

■編集発行

筑紫野市

筑紫野市教育委員会

筑紫野市同和教育研究会

筑紫野市同和問題啓発資料編集員会

■問い合わせ先

筑紫野市教育委員会教育政策課

TEL:(092)923-1111

■印刷

株式会社 コーユービジネス